

探偵業法ができました

2009年2月21日号

「生き別れとなった妹の所在を確認したい」「主人の浮気調査をしてほしい」こんな時は探偵業者に依頼します。依頼された探偵業者は、調査対象者の所在または行動についての情報を収集するため、聞き込み、尾行、張り込みなどの方法で調査を行い、その結果を報告します。しかし「調査報告がない」「調査料が高すぎる」「高額な解約料を請求された」などの相談が増えています。

平成 19 年6月に“探偵業の業務の適正化に関する法律”が施行され、探偵業は、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会への届出が必要となりました。また書面の交付や重要事項の説明義務などもあります。しかし実際には、自分や家族の秘密を話した上で調査依頼するので、ずさんな調査結果の指摘や追加金の拒否ができない人も多いようです。

調査依頼するときは、①探偵業届出証明書を確認する②契約の概要書面の確認と重要事項説明を受ける③契約内容を明らかにした書面の交付を受けるなどを行い、トラブル回避のために事前に細かいことまで話し合っておきましょう。